

区における受動喫煙防止推進の考え方について

1 基本的考え方

改正健康増進法(以下、「法」という。)及び東京都受動喫煙防止条例(以下、「条例」という。)の施行に伴い、不特定多数の区民等が利用する区の施設等においては、受動喫煙による健康への影響を考慮し、受動喫煙防止対策を講じていく。

また、東京都子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨に基づき、子どもの受動喫煙を防止していく。

2 区における受動喫煙防止対策

(1) 区有施設

ア 区有施設における受動喫煙防止対策

法及び条例に定める施設区分に準じ、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備する(別紙・別表1)。なお、児童福祉施設、高齢者会館、自転車駐車場は屋内、屋外とも禁煙、運動施設は屋内禁煙とする。

また、敷地内の特定屋外喫煙場所¹の設置にあたっては、「屋外分煙施設の技術的留意事項について」(平成30年11月9日厚生労働省健康局長通知)を準用する(別紙・別表2)。

イ 区有施設における受動喫煙防止措置 施行日

第一種施設 2019年7月1日

第二種施設 2020年4月1日

(2) 道路²・公園・児童遊園

受動喫煙を防止する観点から、児童遊園は禁煙とし、道路、公園については段階的な禁煙を検討する。なお、道路、公園における公衆喫煙所(区

¹ 健康増進法第28条第14号及び条例第2条第13号で定める、第一種施設の屋外場所の一部のうち、喫煙をすることが可能とされる場所

² 道路法第2条第1項に規定する道路、中野区区有通路条例第2条に規定する区有通路、同条例第17条に規定する認定外道路その他の一般交通の用に供する道路並びに中野区公共溝渠管理条例第2条に規定する公共溝渠及び東京都知事又は区長が設置した河川(河川法第3条第1項に規定する河川をいう。)の管理のための通路をいう。

指定喫煙所) の設置を今後検討する。

3 公衆喫煙所（指定喫煙所）について

不特定多数の区民が利用する公共的な施設や屋外における受動喫煙防止を図るため、公衆喫煙所の設置（指定喫煙所）にあたっては、「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」の基準を準用し、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないよう配慮する。

また、民間喫煙所の設置に対する助成を検討する。

4 受動喫煙防止にかかる周知啓発について

区報、ホームページ、ポスター・リーフレット等の配布、各種団体への説明などを通じ、法及び条例の周知を図り、受動喫煙防止に対する啓発を進める。

屋外喫煙場所を廃止し全面禁煙化する区の施設等においては、区民に対する事前の周知を十分に行う。

5 禁煙支援について

禁煙治療を希望する喫煙者に対するインセンティブとして、医療費助成制度を創設する。

非喫煙者を増やす環境を整備し、望まない受動喫煙の防止対策を進めるとともに、区民の健康増進を図る。

6 スケジュール

2019年4月～	区民、施設利用者、施設管理者等への周知
2019年7月1日	法及び条例の一部施行 (学校・保育園・行政機関等に対する受動喫煙防止措置の開始)
2020年4月1日	法及び条例の全面施行

別表1 区有施設の類型と受動喫煙防止措置について

類型	施設	受動喫煙防止措置			
		法及び条例の規定		区への対応	
		屋内	屋外	屋内	屋外
第一種施設	小・中学校 保育園・幼稚園	敷地内禁煙 (屋外喫煙所設置不可)		禁煙	
	児童福祉施設	屋内禁煙	特定屋外喫煙場所 設置可	禁煙	特定屋外喫煙 場所設置可
	その他行政機関等				
第二種施設	議会棟	屋内分煙 (喫煙専用室設置可)	屋外の規定なし	喫煙専用室 設置可	屋外喫煙所 設置可
	文化施設				
	障害者施設				
	運動施設				
	高齢者会館			禁煙	禁煙
	自転車駐車場				

別表2 特定屋外喫煙場所・喫煙専用室における受動喫煙防止措置について

	措置	備考
特定屋外 喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること ・喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること 	改正健康増進法第25条の4第5号で規定する特定屋外喫煙場所において受動喫煙を防止するために必要な措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁について、一定程度の高さ(2~3m程度)があること ・出入り口には、方向転換のためのクランクがあること(2回以上のクランクがあることが望ましい) ・四方の壁の下部に、給気用の隙間(10~20cm程度)があること 	特別区区長宛て 厚生労働省健康局長通知(平成30年11月9日付健発1109第6号)「屋外分煙施設の技術的留意事項について」
喫煙専用室*	<ul style="list-style-type: none"> ・入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること ・壁、天井等によって区画されていること ・たばこの煙が屋外へ排気されていること 	改正健康増進法第33条で規定するたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合する室

*法第33条及び条例第12条第1項で定める、第二種施設の屋内又は内部の一部であって、専ら喫煙することが可能とされる場所